

都 建 第 1 9 9 2 号

令 和 2 年 4 月 1 日

我孫子市耐震改修促進計画に定めるブロック塀の倒壊防止施策
の対象となる避難路について

我孫子市耐震改修促進計画の第4、6、(4)ブロック塀対策において、地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊による通行人への危害防止や道路の閉塞防止等を目的とし、本市では我孫子市住宅リフォーム補助金制度を利用して、危険コンクリートブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を助成している。

補助対象は、我孫子市住宅リフォーム補助金要綱に記載のとおりであるが、特に以下の道路は、地震災害時に避難上重要となることから、社会資本整備総合交付金要綱における「避難路」として位置付ける。

- ・我孫子市地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・通学路
- ・建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路